

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

一 意見数・・・４件

二 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

本意見募集に寄せられた意見の概要及びそれに対する当省の考え方は、以下のとおりである。

1 「退職給付に係る資産」等の定義規定の要否について

退職給付に関する会計基準（企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」という。）によれば、「前払年金費用」と「退職給付に係る資産」とでは意義が異なるので、それぞれについて定義規定を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

また、退職給付会計基準によれば、「退職給付に係る負債」と「退職給付引当金」とでは意義が異なるので、定義規定を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

これらの用語は、退職給付会計基準をはじめとする一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に照らせば、意義が明確であるから、会社計算規則において定義規定を設ける必要はない。

2 新会社計算規則第76条第9項第3号ハ及び第96条第9項第3号ハについて

新会社計算規則第76条第9項第3号ハ及び第96条第9項第3号ハの「その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの」について、何が該当するのか、明らかにされたいとの意見が寄せられた。

（当省の考え方）

「その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの」には、会計基準変更時差異の未処理額が含まれる。

3 連結計算書類における退職給付に係る負債の計上基準に関する注記について

連結貸借対照表上、「退職給付引当金」の表示が「退職給付に係る負債」へと変更されることにより、従来、「引当金の計上基準」の項目に注記していた「退職給付引当金の計上基準」は、重要性がある場合に「その他連結計算書類の作成のための重要な事項」の項目に「退職給付に係る負債の計上基準」等の項目で記載することになると考えるが、その点を明らかにされたいとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

御理解のとおり、退職給付に係る負債の計上基準について、重要性がある場合には、「その他連結計算書類の作成のための重要な事項」（会社計算規則第102条第1項第3号ニ）に該当し、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（同項）として（「退職給付に係る負債の計上基準」等の項目を付すことは妨げられない。）、記載することとなる。

4 退職給付に関する注記について

退職給付の会計処理基準に関する事項や企業の採用する退職給付制度の概要等、退職給付会計基準が求めている注記について、計算書類又は連結計算書類においても一定の記載を求めるよう改正すべきであるとの意見が寄せられた。

また、連結注記表において、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法を記載する箇所として、「収益及び費用の計上基準」に関する注記の規定を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

(当省の考え方)

今回の改正では、現行のとおり、会社計算規則に退職給付に関する注記に係る明文の規定を設けていない。

しかし、(単体の)計算書類について、退職給付の会計処理基準に関する事項や企業の採用する退職給付制度の概要が、会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要である場合には、退職給付の会計処理基準に関する事項については重要な会計方針に係る事項に関する注記（会社計算

規則第98条第1項第2号、第101条第3号)として、企業の採用する退職給付制度の概要についてはその他の注記(会社計算規則第98条第1項第19号、第116条)として、これらの事項を計算書類に記載することとなる。

また、連結計算書類について、退職給付の会計処理基準に関する事項、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法に重要性がある場合には、「その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」(同規則第102条第1項第3号ニ参照)として、これらの事項を連結計算書類に記載することとなる。